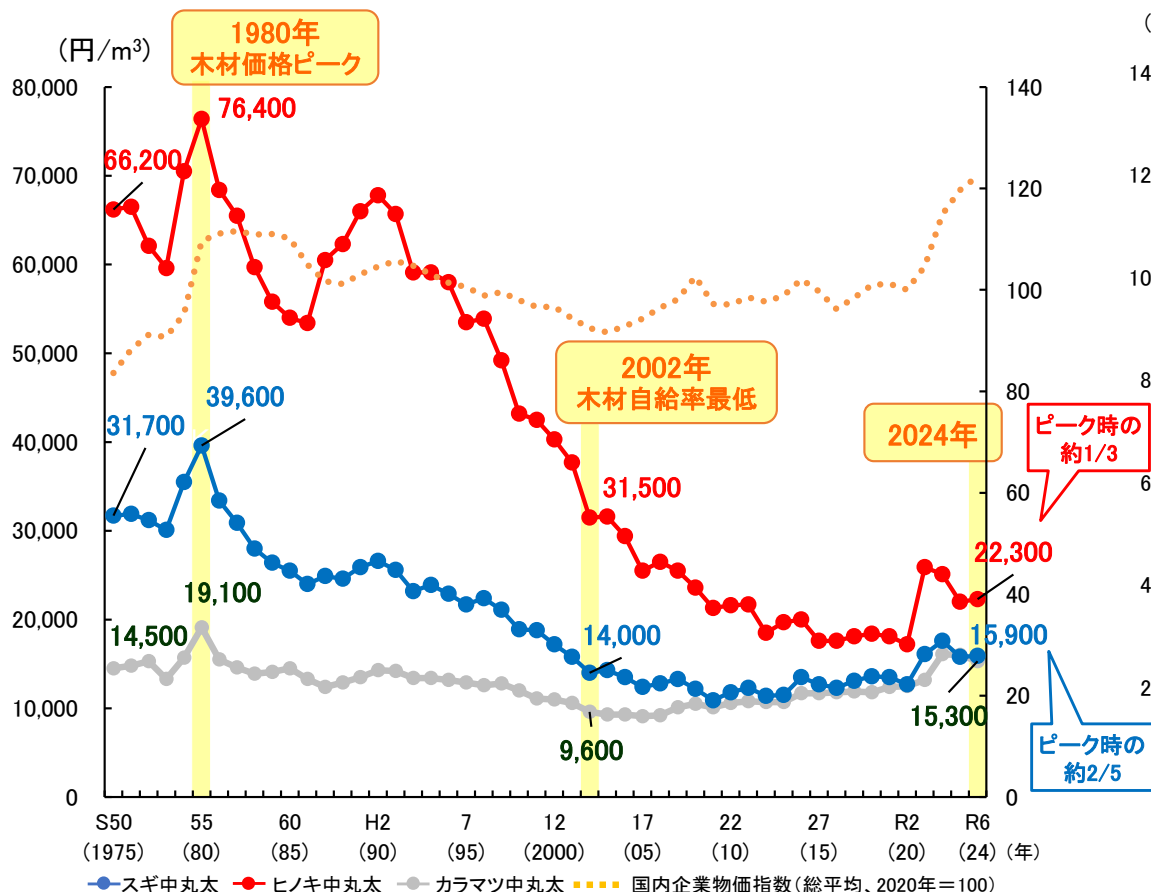


3 林業

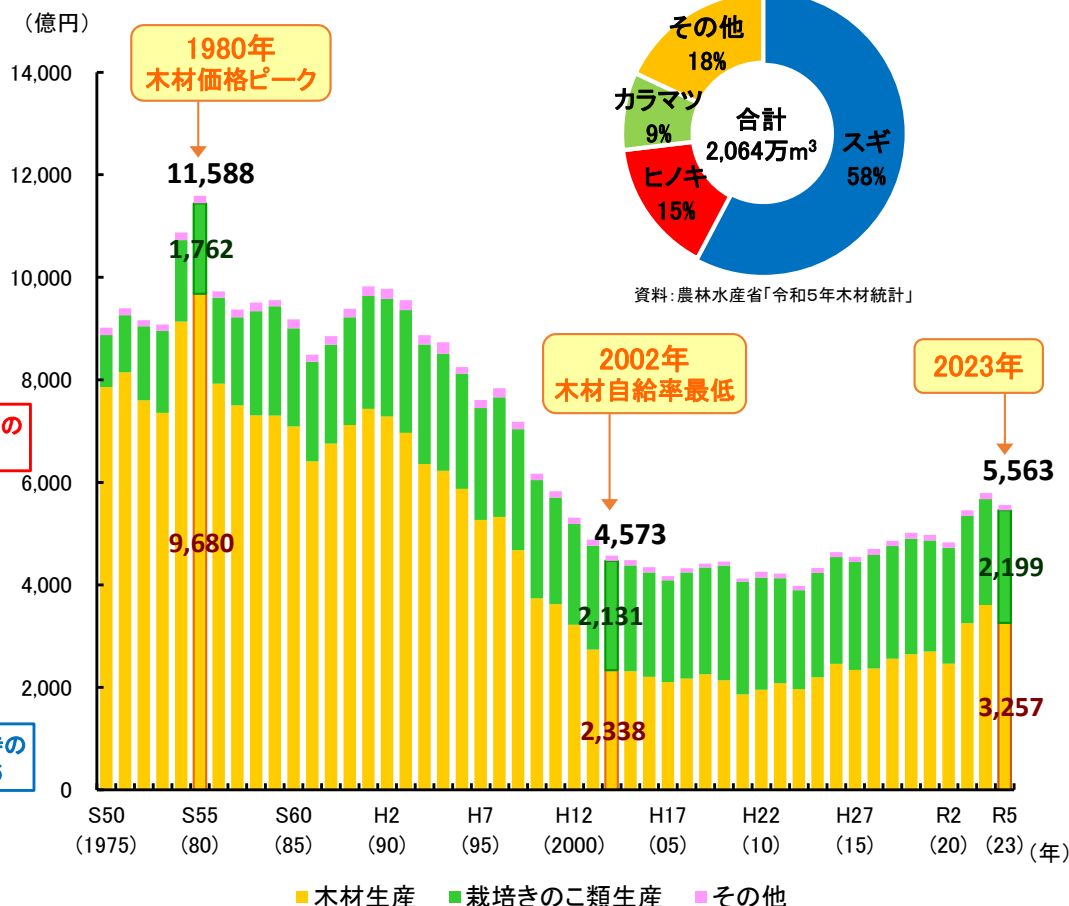
① 林業生産の動向

- 木材価格は高度経済成長に伴う需要の増大等の影響により1980年にピークを迎えた後、木材需要の低迷や輸入材との競合等により長期的に下落。近年はほぼ横ばいで推移してきたが、2021年には世界的な木材需要の高まりや海上輸送運賃の上昇により輸入木材の価格が高まり、代替需要により国産材の価格も上昇（いわゆる「ウッドショック」）。2023年にかけては下落傾向にあったものの、以降概ね横ばいで推移しており、価格上昇前の2020年の価格よりは高値の状況。
- 林業産出額については、近年増加傾向で推移。2023年は、製材用素材等の価格の低下や生産量が減少したこと等により木材生産の産出額が減少したため、前年に比べ4.0%減少し、5,563億円となった。

■ 木材価格の推移



■ 林業産出額の推移



資料：令和5年農林水産省「林業産出額」

注1：「その他」は、薪炭生産、林野副産物採取。

注2：木材生産は、平成23年以降に燃料用チップ素材の産出額を含む。

資料：農林水産省「木材需給報告書」「木材価格」、日本銀行「企業物価指数（日本銀行時系列統計データ検索サイト）」

注1：素材価格は、それぞれの樹種の中丸太（径14～22cm（カラマツは14～28cm）、長さ3.65～4.00m）の1㎡当たりの価格。

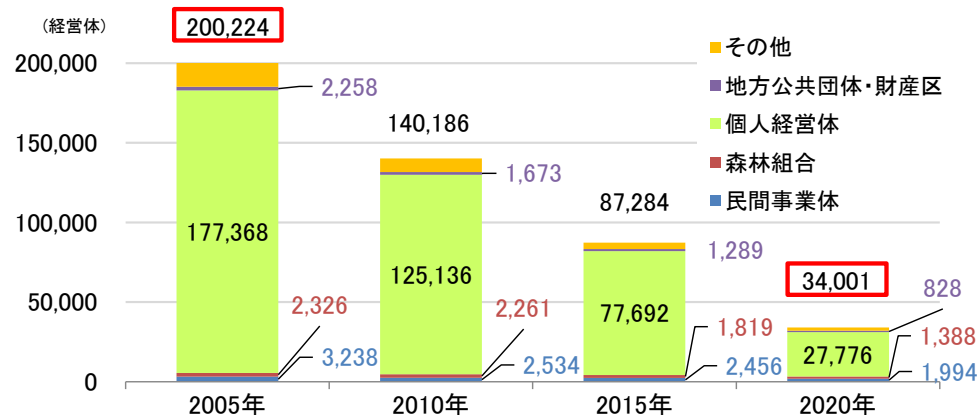
注2：2013年の調査対象の見直しにより、2013年の「スギ素材価格」のデータは、前年までのデータと必ずしも連続しない。

注3：2018年の調査対象の見直しにより、2018年以降のデータは、2017年までのデータと必ずしも連続しない。

3 林業 ② 林業経営の動向

- 2020年の林業経営体数は約3.4万経営体で、2005年の約20万経営体から大幅に減少。一方、1林業経営体当たりの平均素材生産量は増加し、規模拡大が進行。
- 素材生産量の8割は森林所有者からの受託や立木買いによるもの。また、会社や森林組合等が素材生産の8割を担う。
- 林業従事者の年間平均給与は、全産業平均より100万円程度低く、30代以降給与の伸びが鈍化。所得の向上が課題。

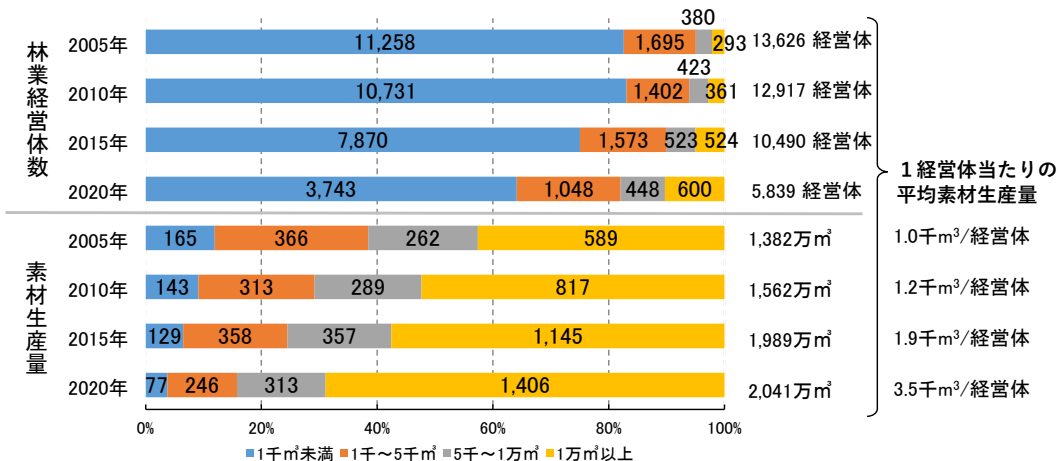
林業経営体数の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

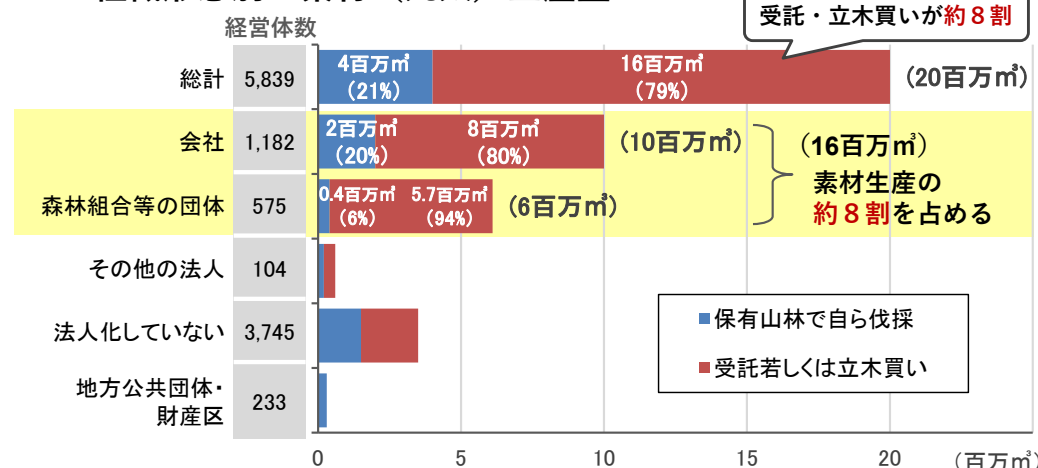
注1：林業経営体とは、①保有山林面積が3ha以上かつ過去5年間に林業作業を行うか、森林経営計画を作成している、②委託を受けて育林を行っている、③受託や立木の購入により過去1年間に200㎡以上の素材生産を行っている、のいずれかに該当する者をいう。
注2：個人経営体とは、家族で経営を行っており、法人化していない林業経営体。

素材生産量規模別の林業経営体数・素材生産量の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」（組替集計）。林業経営体数は、過去1年間に素材生産を行った林業経営体の数を集計。

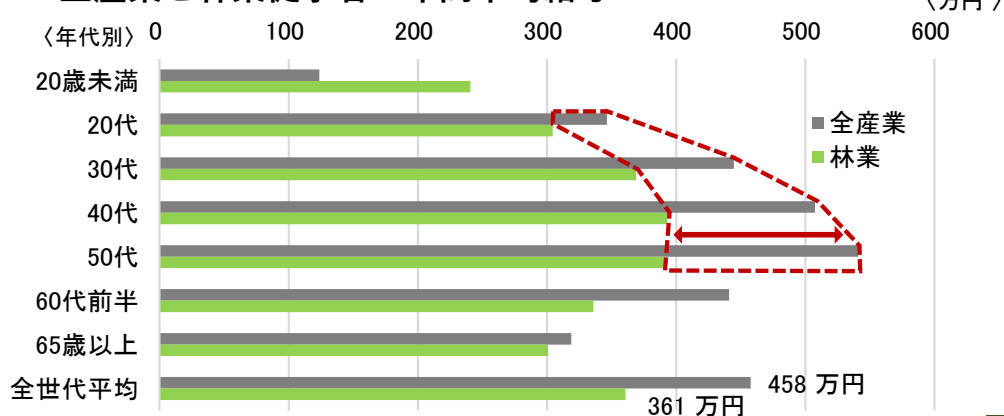
組織形態別の素材（丸太）生産量



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」

注1：「林業経営体数の推移」(左上のグラフ)の林業経営体のうち、過去1年間に素材生産を行った林業経営体について集計。
注2：会社とは、株式会社、合名・合資会社、合同会社などをいう。
注3：その他の法人とは、一般社団法人、宗教法人などをいう。
注4：「法人化していない」とは個人経営体等であり、例えば専ら自家労働等により施業を実行する自伐林家などが該当する。

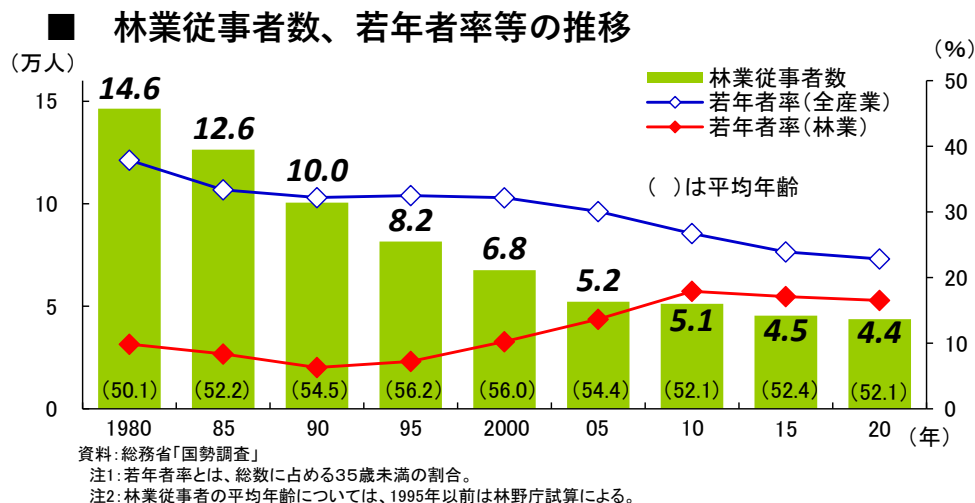
全産業と林業従事者の年間平均給与



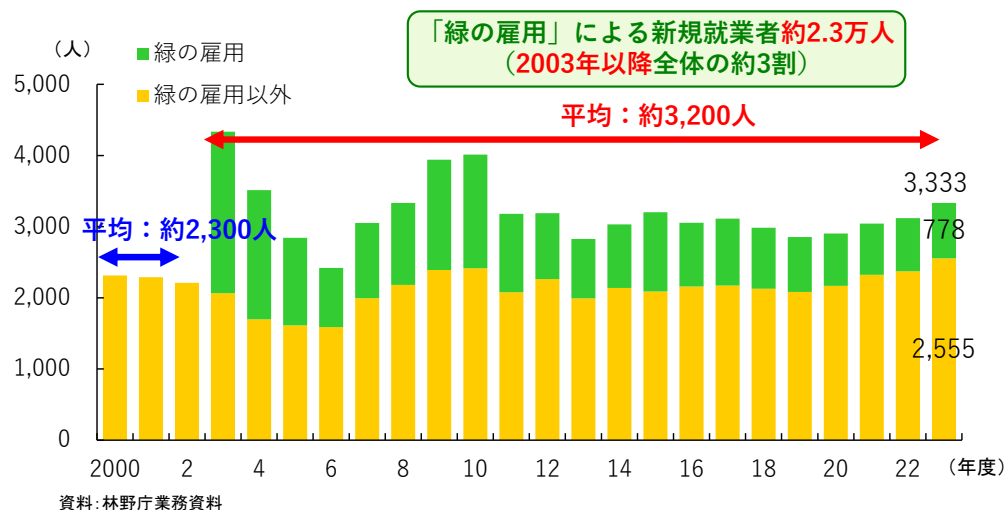
資料：民間給与実態統計調査(R4)、林野庁業務資料

3 林業 ③ 人材の育成・確保、労働安全

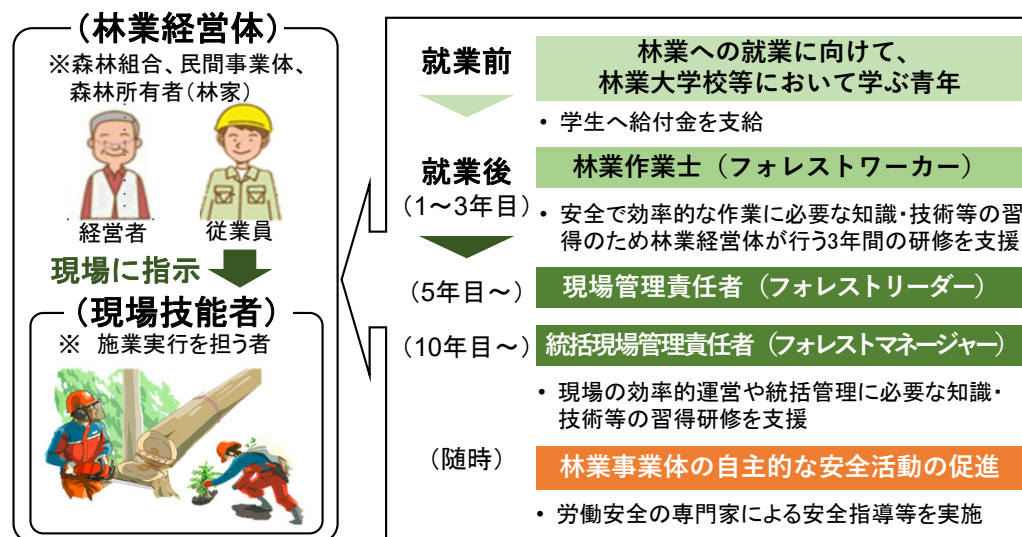
- 林業従事者は長期的には減少傾向にあるが、2015年から2020年にかけては横ばいに転じ、4.4万人。全産業の若年者率が低下する中、林業ではおおむね上昇傾向。
- 「緑の雇用」事業等により、新規就業者を確保し、現場技能者として段階的・体系的に育成。また、雇用管理の改善と労働災害防止対策を推進。林業における労働災害の発生率は他産業と比べ高く、更なる改善が喫緊の課題。
- 林業分野の外国人労働者は、2024年10月末時点で234名と少ない中、2024年9月に林業が技能実習2号・3号移行対象職種と特定技能1号の対象にそれぞれ追加。



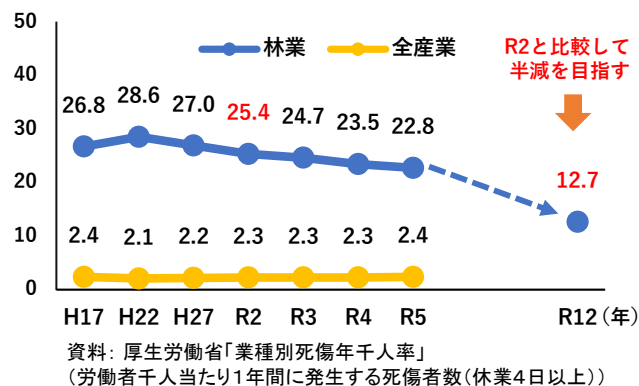
■ 新規就業者数の推移



■ 「緑の雇用」事業等による現場技能者の確保・育成



■ 死傷年千人率の目標



▶ 主な林業労働安全対策

➢ V R 機器等を用いた研修の実施

伐倒作業のVR体験シミュレータ

➢ 安全衛生装備等の導入

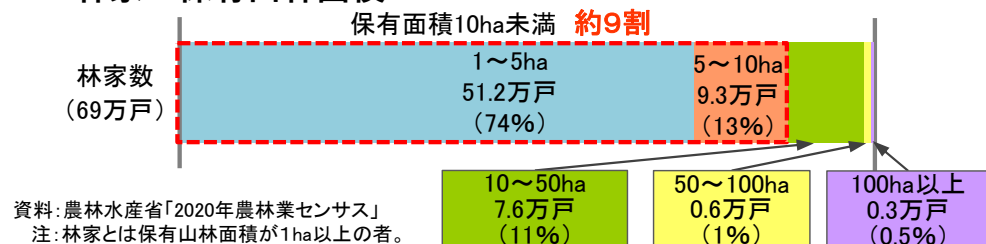


3 林業

④ 森林の経営管理に関する取組

- 我が国の森林保有構造は、保有面積10ha未満が林家数の約9割を占めるなど、小規模、零細。また、森林所有者の世代交代や不在村化等から、所有者の特定が困難な森林、経営意欲のない森林が多数存在。
- 意欲ある者が複数の所有者の森林を取りまとめ、経営管理を一括して実施する「集積・集約化」を推進するため、森林経営計画の作成促進とともに、市町村における林地台帳制度、森林経営管理制度に基づく取組を推進。

■ 林家の保有山林面積



■ 所有者不明森林の存在

(登記簿情報だけでは所有者に連絡が付かない割合)

宅地	農用地	林地	合計
20.8%	23.1%	29.8%	24.0%

資料：国土交通省

「令和2年度地籍調査における土地所有者等に関する調査」
注：ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人(土地所有者)の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

■ 土地を手放したい者の存在

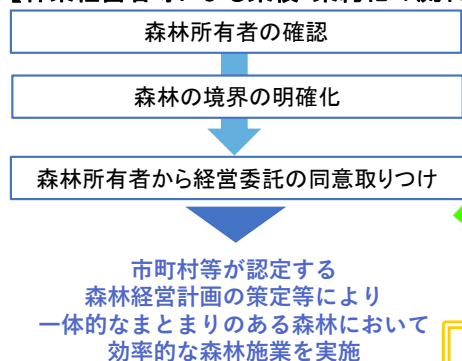
宅地	農用地	林地
6%	20%	33%

資料：国土交通省

「H30個人土地所有者向けアンケート結果について」(平成31年4月)
所有するすべての土地を手放したい所有者の割合

■ 森林の経営管理の集積・集約化

【林業経営者等による集積・集約化の流れ】

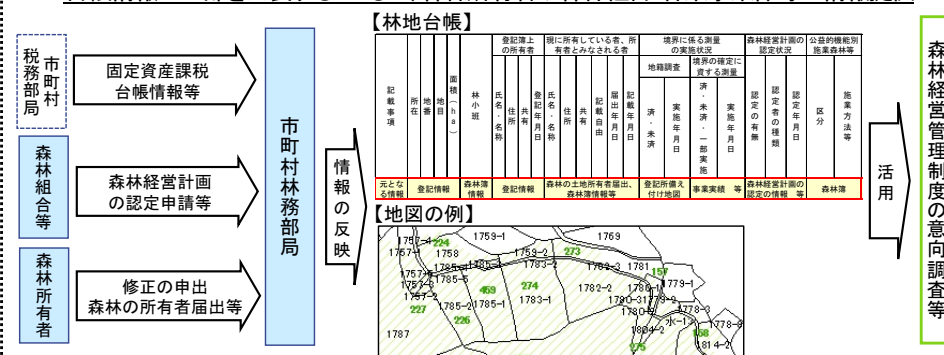


【経営管理の集積・集約化の効果(イメージ)】



■ 林地台帳制度の概要

- 市町村が民有林の所有者や境界測量の状況などをまとめた林地台帳を整備
- 台帳情報の一部を公表するとともに、森林所有者や森林組合・林業事業者等へ情報提供

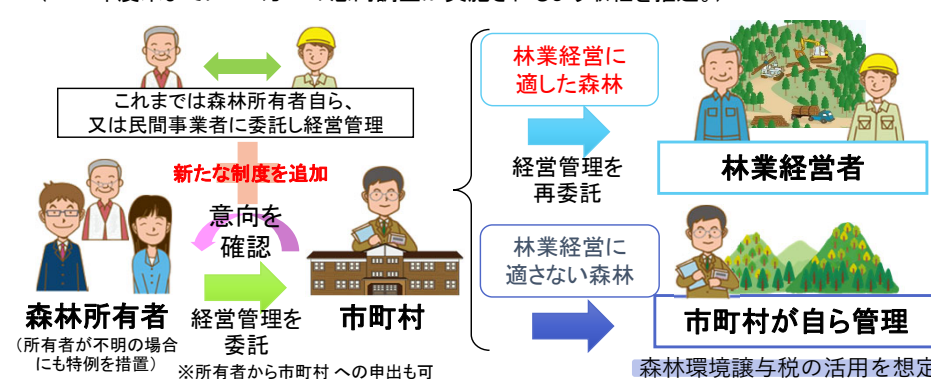


■ 森林経営管理制度の概要

- 経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と担い手を繋ぐ仕組みを構築。
- 2019年4月の制度開始から5年が経過し、1,132市町村において取組を実施。

主な実績	意向調査実施面積	市町村への委託	林業経営者への再委託
2023年度末(累計)	約103万ha	約23,200ha	約3,200ha

(2026年度末までに170万haの意向調査が実施されるよう取組を推進。)



3 林業

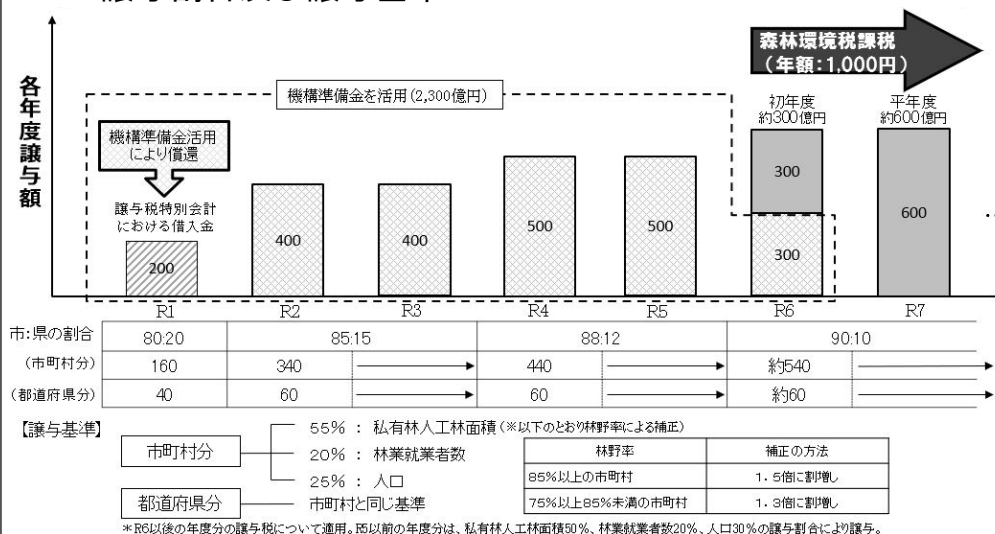
⑤ (参考) 森林環境税及び森林環境譲与税について

- 森林の公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」により、令和元年度から森林環境譲与税を市町村及び都道府県に譲与。令和6年度から森林環境税の課税開始。

■ 森林環境税・森林環境譲与税の概要

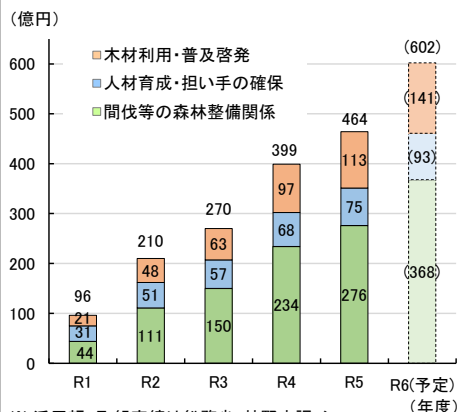
- 森林環境税(令和6年度から課税)**
個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収。
- 森林環境譲与税(令和元年度から譲与)**
 - 市町村及び都道府県に対し、私有林人工林面積(※林野率により補正)(55%)、林業就業者数(20%)、人口(25%)により按分して譲与。
 - 市町村の用途は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する施策。

○ 森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準



■ 自治体における取組状況

○ 用途別の活用額



○ 市町村における主な取組実績

主な取組実績	R1	R2	R3	R4	R5
森林整備面積(うち間伐面積)	約0.6万ha (約0.4万ha)	約1.8万ha (約1.0万ha)	約3.1万ha (約1.4万ha)	約4.3万ha (約2.0万ha)	約5.2万ha (約2.3万ha)
林道、森林作業道等の整備	約9.0万m	約23.8万m	約42.0万m	約51.4万m	約86.7万m
木材利用量	約0.5万m ³	約1.3万m ³	約2.3万m ³	約2.8万m ³	約3.1万m ³
イベント、講習会等	約900回	約1,000回	約1,800回	約2,400回	約2,600回

○ 取組事例



市町村等における効果的な取組の推進を図るため、林野庁として、優良事例の横展開を図るとともに、都道府県と連携して、研修の開催・個別の助言等を通じて市町村をサポート

森林環境譲与税の全国の活用状況や取組事例についての林野庁HP
URL : <https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/231018.html>

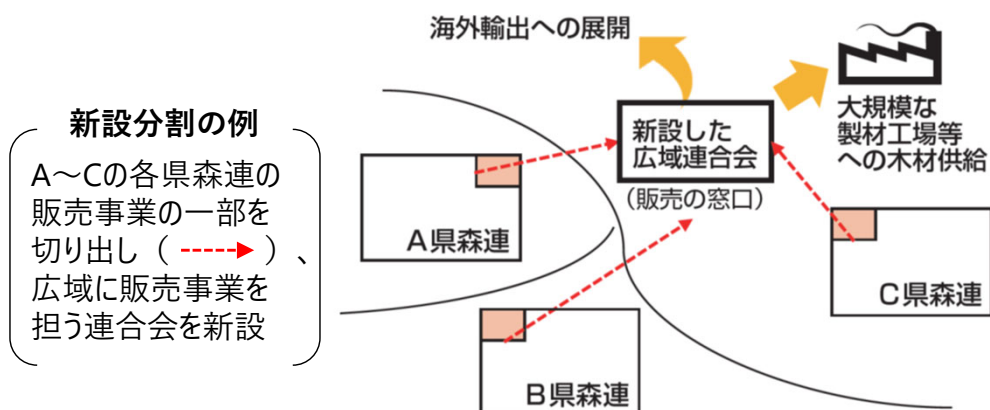
3 林業 ⑥ 経営基盤・経営力の強化

- ❑ 森林経営管理制度の創設等を受け、地域の林業経営体の経営基盤・経営力を強化し、山元への一層の利益還元を進めていくことが必要。このような中、森林組合が販売事業の拡大に向けて組合間の事業連携等を推進できるよう、森林組合法を改正（令和3年4月施行）。
- ❑ 集約化を担う森林施業プランナーやその支援等を行う森林総合監理士に加え、木材の有利販売等を担う森林経営プランナーの育成を推進。

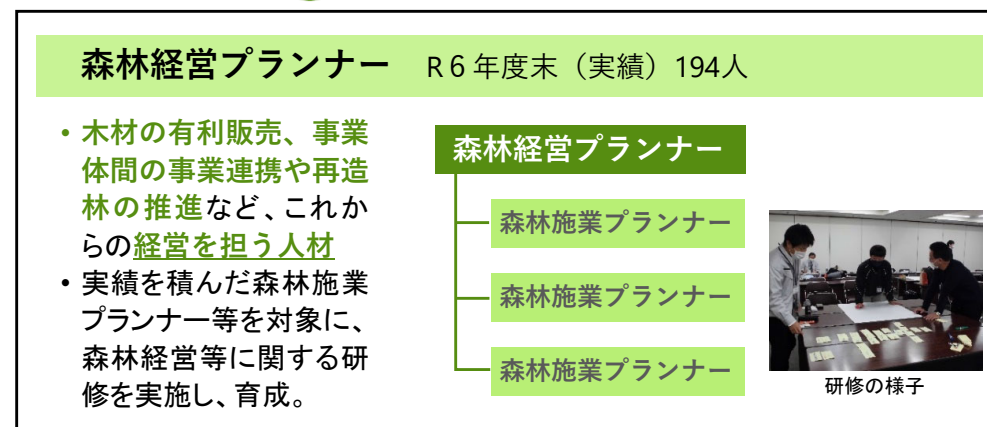
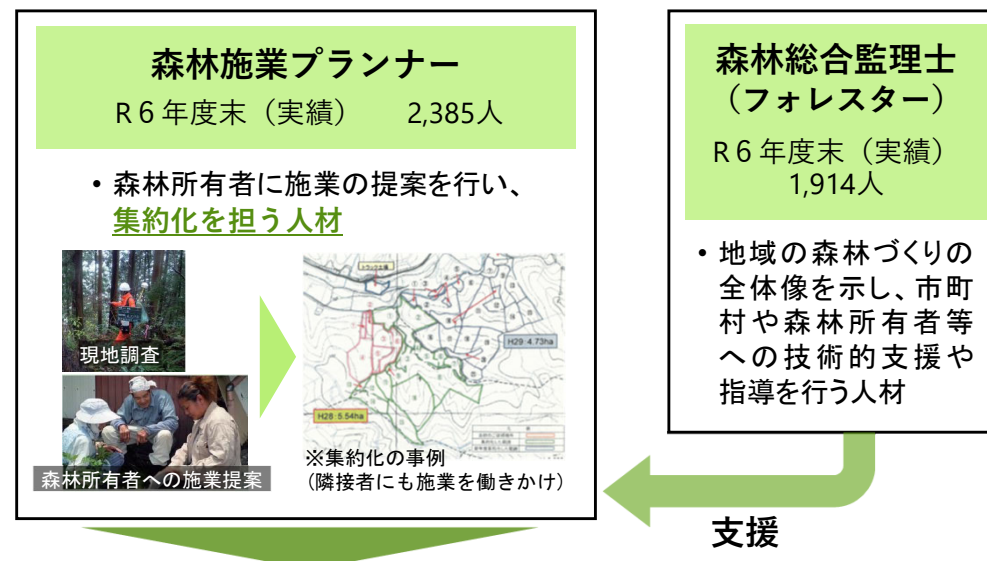
■ 改正森林組合法の概要

項目	内容
組合間の多様な連携手法の導入	○森林組合の経営基盤の強化に向けて、事業ごとの連携強化可能となる枠組みとして、事業譲渡、吸収分割及び新設分割を導入。
正組合員資格の拡大	○同一世帯に属していない子も含めて、推定相続人が経営に参画していれば正組合員となることができるようにすること等を措置。
事業の執行体制の強化	○新たな需要先の開拓のためマーケティング強化が重要であることから、販売事業等に関し実践的な能力を有する理事の配置を義務付け。 ○若年層や女性の参画を促進するため、理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないことへの配慮規定を設置。 ○組合員への利益還元等を促すため、森林組合は「森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」旨を明記。

< 組合間の多様な連携手法の導入（イメージ） >



■ 施業の集約化、経営力強化を担う人材の育成



3 林業 ⑦ 生産性の向上

- ❑ 路網の総延長は増加しているものの、木材輸送などに重要な林道の整備が遅れている。路網の整備を引き続き進めるとともに、災害の激甚化、走行車両の大型化等に対応できるよう、改築・改良により路網の強靱化・長寿命化を図る。
- ❑ 傾斜など現場の状況に応じた効率的な作業システムの普及・定着や、リモートセンシング技術やICTを活用した森林資源調査・生産管理等により、生産・流通コストの低減を図る。

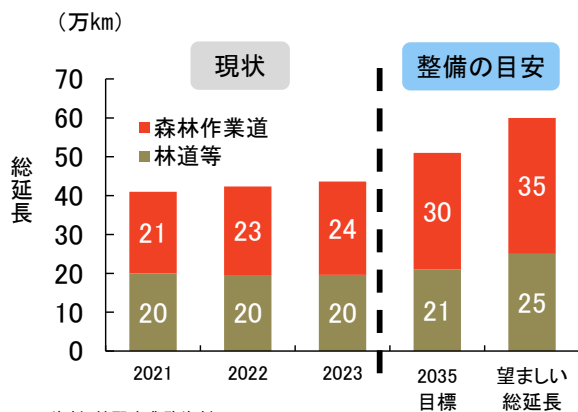
■ 路網の区分及び役割



■ 高性能林業機械を使用した作業システムの例



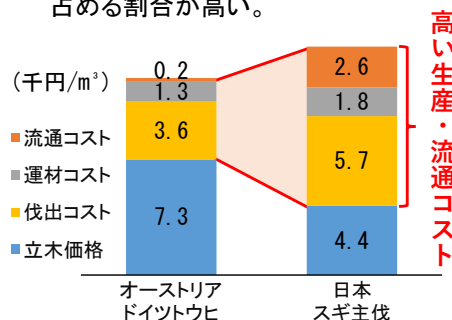
■ 路網の現状と整備の目安



資料: 林野庁業務資料
注: 林道等には、「主として木材輸送トラックが走行する作業道」を含む。

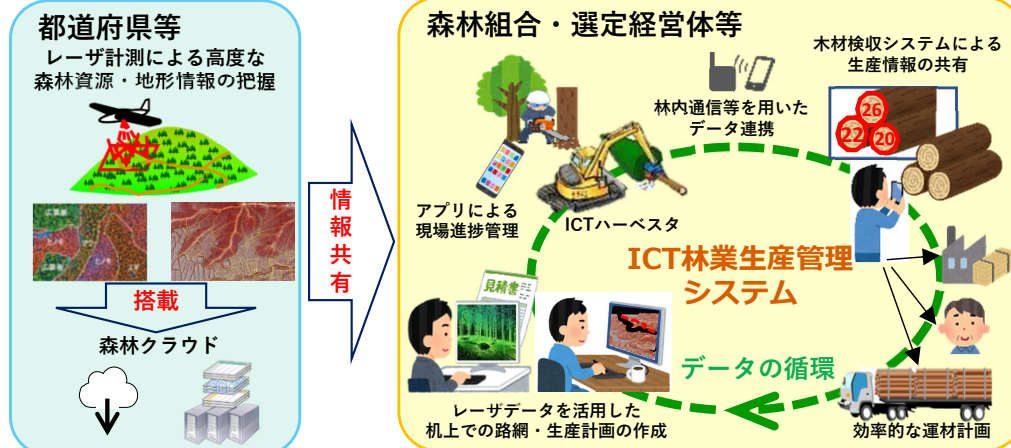
■ 丸太生産にかかるコスト比較

木材価格のうち、生産・流通コストの占める割合が高い。



※ 国立研究開発法人森林研究・整備機構
注: 伐出コストは山土場までのコスト。運材コストは山土場から原木市場までの運賃(オーストリアは直送による木材加工工場までの運賃)。流通コストは市場経費を含む原木市場から工場までの運賃(オーストリアは工場側手数料のみ)。

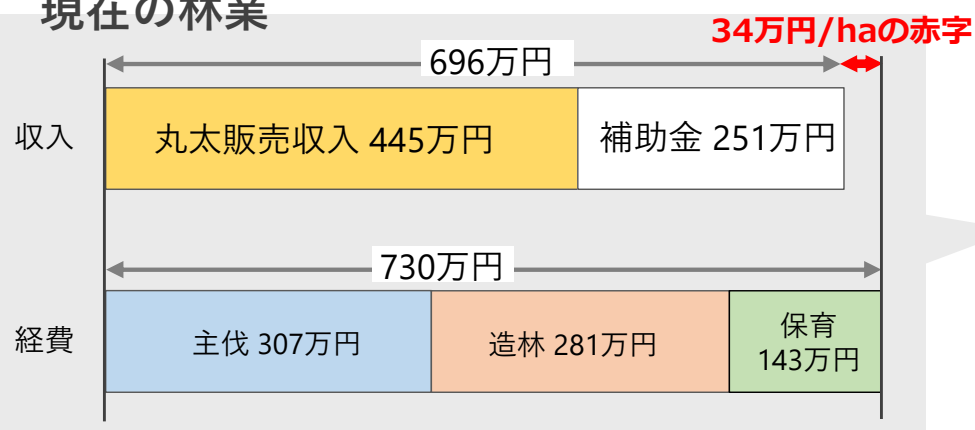
■ ICT (情報通信技術) を活用した生産管理の導入事例



3 林業 ⑧ 新しい林業の展開

- 現在、我が国の林業は、厳しい自然条件下での人力作業が多く、軽労化・効率化が課題。また、このような背景から、木材（丸太）販売収入に対して、伐採から再造林・保育に係る経費が高くなっており、伐採後の再造林が低位。
- このため、森林の経営管理の集積・集約化、路網整備の推進に取り組むとともに、新技術を活用した機械化・デジタル化や成長に優れたエリートツリー等の導入などにより、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする、「新しい林業」の実現を目指す。

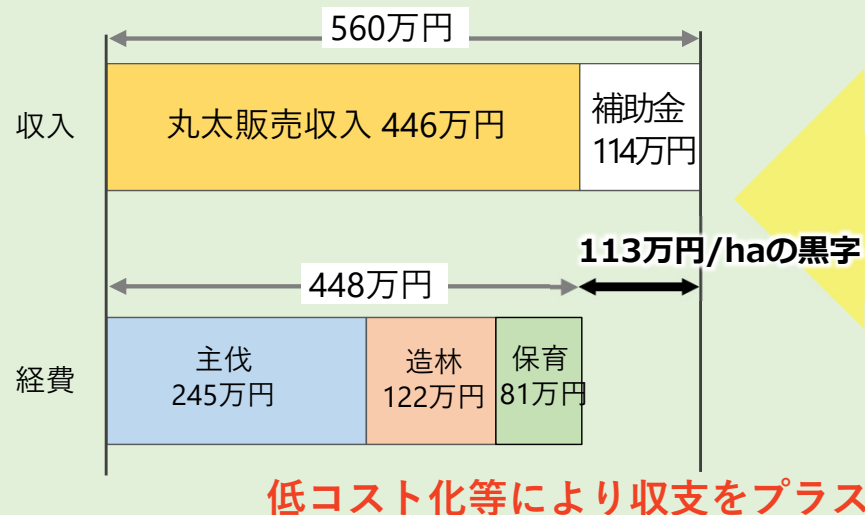
現在の林業



人力が基本の作業



新しい林業（目指す姿）

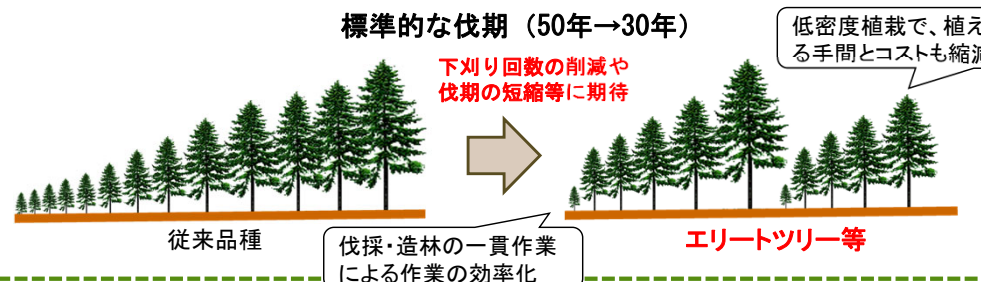


新技術の活用による低コスト化

林業機械の自動化・遠隔操作化



エリートツリー等の導入などによる低コスト化(伐期短縮も可能に)



資料：林野庁「林業経営と林業構造の展望②」（林政審議会（令和2年11月16日）資料3）をもとに作成。値は施業地1ha単位の試算。